

**「晴れの国おかやま農家民宿ガイドブック（英語版及び繁体字版）」
作成業務委託仕様書**

1 委託業務名

「晴れの国おかやま農家民宿ガイドブック（英語版及び繁体字版）」作成業務

2 目的

「晴れの国おかやま農家民宿ネットワーク推進協議会」の会員である「晴れの国おかやま農家民宿」を紹介する英語版及び繁体字版のガイドブックを作成し、県内外への一体的な情報発信を行うことにより、インバウンドの農家民宿の認知度を向上させ、農山漁村地域への更なる誘客を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

4 委託業務の内容

委託業務の内容は次に掲げるとおりとする。

（1）ガイドブック（英語版及び繁体字版）の作成

ア デザイン及びレイアウトの作成

- ・下記の「（ア）素材」を用い、「（イ）構成」及び「（ウ）仕様」に従い、デザイン及びレイアウトを行うこと。
- ・令和6年度に作成した「晴れの国おかやま農家民宿ガイドブック（日本語版）」（以下、日本語版）（別紙）を基本としながら、受託者が持つ知見や技術を最大限に生かし、誰にでも読みやすく、誘客が図られるようなものとなるよう、イラストや写真等を活用し、全体の編集、デザイン等を行うこと。

（ア）素材

- ・委託者が受託者に提供する、日本語版に使用したテキストデータ及び写真データ（jpeg）を使用すること。
- ・テキストについて、日本語版の内容を英語及び繁体字に翻訳することを基本とするが、インバウンドにとってより魅力的なガイドブックとするため、日本語版の内容を変更することが望ましい場合は、委託者と協議の上、変更すること。
- ・写真についても、日本語版で使用したものの使用を基本とするが、インバウンドにとってより魅力的なガイドブックとするため、日本語版の写真を変更することが望ましい場合は、委託者と協議の上、受託者が所有するもの又は受託者が新たに撮影するもの等に変更すること。

（イ）構成

- ・下記のとおりとし、日本語版を基本としながら、読みやすい構成となるよう工夫すること。

導入：「晴れの国おかやま農家民宿」の説明

中盤：各農家民宿（30事例程度）及び観光地（10事例程度）の紹介

〈注〉各農家民宿の紹介において、各農家民宿が所有するホームページや SNS アカウント等の二次元バーコードを掲載すること。
農家民宿で味わうことのできる食事及びご当地グルメ
モデルコース（2 コース程度）
宿泊及び体験に関する注意事項
農林漁業体験の種類ごとにそれが体験できる農家民宿をまとめた一覧
後半：各農家民宿をプロットした県全体の地図及び岡山県へのアクセス
裏表紙：岡山県の公式観光サイト「岡山観光 WEB」内の「晴れの国おかやま農家
民宿紹介ページ」の二次元バーコード
(URL : <https://www.okayama-kanko.jp/feature/nouhaku/top>)

(ウ) 仕様

A 4 カラー両面 24 頁程度 再生コート紙 90kg（再生コート紙の使用が難しい場合はコート紙も可。）

イ 印刷

「4（1）ア（ウ）仕様」に従い、下記の枚数を印刷する。

英語版 : 3000 部

繁体字版 : 3000 部

(2) その他

ガイドブックの編集等に関する、より詳細な事項については、あらかじめ委託者と協議し決定する。

5 成果品の納入

(1) 納入期限 令和 8 年 3 月 25 日

(2) 納品先 農村振興課

(3) 成果品

ア ガイドブック（英語版 : 3000 部、繁体字版 : 3000 部）

イ 次のガイドブック（英語版及び繁体字版）の電子データを格納した DVD : 1 枚

- ・ガイドブックに使用した写真データ（jpeg）
- ・ガイドブックのテキストデータ（Word）
- ・ガイドブックのデータ

（イラストレーターのオリジナルファイル、PDF 及び jpeg）

6 委託業務実施体制

受託者は、業務を円滑に履行するために、次のとおり業務処理体制を整備すること。

(1) 人員配置

業務責任者を定め、委託業務全般の管理を行わせるとともに、本業務を実施するための十分な人員を配置すること。

(2) 連絡会議等の開催

受託者は、委託業務の実施に際しては、必要に応じて随時、委託者との打合せ・連絡調整を行い、円滑な業務遂行に努めることとする。

7 その他の条件

(1) 本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属するものとする。

- (2) 受託者は、納品されたガイドブック並びにガイドブックに使用した写真及びテキストについて、岡山県又は、岡山県が委託する第三者が二次利用することを承諾する。
- (3) 本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等について、委託者の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (5) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て委託者に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (9) 業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範を遵守し、適切に管理しなければならない。
- (10) 業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、協議を行い、その指示を受けること。
- (11) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込のないときは、委託者は契約を解除し、受託者に対し損害賠償を求める場合がある。
- (12) 業務の一部を第三者に委託することができることとするが、その場合は、委託先ごとの業務内容等について、事前に委託者の承諾を得なければならない。
- (13) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、協議を申し出る場合がある。この場合、委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。
- (14) 事業の遂行に当たっては、委託者の指示に従い、適宜進捗状況を報告するとともに、契約期間満了後、速やかに業務報告書を提出すること。
- (15) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者で協議の上、取り決めるものとする。

8 契約限度額

2, 500, 000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）